



山形県公報

平成22年3月23日(火)
第2128号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁福祉課) ……315
- 昭和49年12月県告示第1941号(山形県屋外広告物条例に基づく指定地域)の一部
改正……………(管 理 課) ……316
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……317
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……318

公安委員会関係

規 則

- 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………同

選挙管理委員会関係

告 示

- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において
指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………320

告 示

山形県告示第218号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社団法人山形県看護協会	指定居宅介護支援事業所 訪問看護ステーション新庄 新庄市住吉町3番8号	居 宅 介 護 支 援	平成22. 3. 31

山形県告示第219号

昭和49年12月県告示第1941号（山形県屋外広告物条例に基づく指定地域）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第4項に次の1号を加える。

(7) 酒田都市計画道路 1・3・2号酒田遊佐線

山形県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月23日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成22年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 山形市大字漆山字寺沢3173番9から
同 3171番1まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月25日

山形県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月23日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成22年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東置賜郡川西町大字中小松字八日町下2889番から 同 2886番まで	旧	12.2 メートル } 8.5	メートル 78
東置賜郡川西町大字中小松字八日町下2889番から 同 大字西大塚字因幡式581番1まで		56.0 メートル } 8.5	メートル 4,000
東置賜郡川西町大字中小松字八日町下2889番から 同 2886番まで	新	12.2 メートル } 8.5	メートル 78
東置賜郡川西町大字中小松字八日町下2889番から 同 大字西大塚字高田三2118番1まで		76.0 メートル } 8.5	メートル 5,980

山形県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月23日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成22年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢浅川高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市大字上新田字窪1163番4から		旧	17.8 <small>メートル</small>	390 <small>メートル</small>
同 字馬橋1820番1まで			13.4	
同	上	新	21.6 <small>メートル</small>	同 上
			16.6	

山形県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月23日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成22年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 287号
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字中小松字八日町下2889番から
同 2886番まで
東置賜郡川西町大字中小松字八日町下2889番から
同 大字西大塚字高田三2118番1まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月26日

山形県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月23日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成22年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢浅川高畠線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字上新田字窪1163番4から
同 字馬橋1820番1まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月30日

山形県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成22年3月23日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成22年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
長井市今泉字山田1812番286番から		旧	62.0 <small>メートル</small>	1,543 <small>メートル</small>
同 歌丸字界斉三963番1まで			16.0	
長井市今泉字広1857番83から		旧	278.0 <small>メートル</small>	1,700 <small>メートル</small>
同 歌丸字界斉七1038番4まで			34.8	

長井市今泉字山田1812番286番から 同 歌丸字界斉三963番1まで	新	62.0 <small>メートル</small> } 16.0	<small>メートル</small> 1,543
長井市今泉字広1857番83から 同 歌丸字界斉2528番3まで		105.0 <small>メートル</small> } 16.0	<small>メートル</small> 2,413

山形県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成22年3月23日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成22年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 287号
- 2 供用開始の区間 長井市今泉字広1857番83から
同 歌丸字界斉2528番3まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月26日

公安委員会関係

規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 吉 田 美 智 子

山形県公安委員会規則第2号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第19条第4号中「家出人」を「行方不明者」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 特に指定された生活安全部の所掌に係る犯罪の取締りに関すること。

第39条の表中

ス ト ー カ ー 対 策 室	第19条第8号に掲げる事務	を
-----------------	---------------	---

子ども・女性安全対策室	第19条第2号及び第3号に掲げる事務のうち子どもと女性を犯罪から守る対策に関する事務並びに同条第4号及び第8号に掲げる事務	に、
-------------	---	----

運 転 免 許 課	自動車運転免許試験場	第33条第2号及び第4号に掲げる事務	を
-----------	------------	--------------------	---

運 転 免 許 課	自動車運転免許試験場	第33条第2号及び第4号に掲げる事務	に改める。
警 備 第 二 課	献血運動推進全国大会 警衛警備準備室	第37条第6号に掲げる事務のうち献血運動 推進全国大会に関する事務	

第40条第1項の表中

ストーカー対策室	ストーカー対策室長	上司の命を受け、ストーカー対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	を
子ども・女性安全対策室	子ども・女性安全対策室長	上司の命を受け、子ども・女性安全対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	に、
自動車運転免許試験場	自動車運転免許試験場長	上司の命を受け、自動車運転免許試験場の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	を
自動車運転免許試験場	自動車運転免許試験場長	上司の命を受け、自動車運転免許試験場の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	に改める。
献血運動推進全国大会警衛警備準備室	献血運動推進全国大会警衛警備準備室長	上司の命を受け、献血運動推進全国大会警衛警備準備室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	

第41条第1項中「、機動捜査隊」を削る。

第48条第1項の表中

職名	職務	を
----	----	---

職名	職務	に改める。
副主幹	上司の命を受け、特定事項に関する事務を整理する。	

別表第1号中

元町交番	寒河江市元町三丁目	を
------	-----------	---

駅前交番	寒河江市本町一丁目	に改め、同表第2号中
------	-----------	------------

山辺駐在所	東村山郡山辺町大字山辺	を
大寺駐在所	東村山郡山辺町大字北垣	

山辺駐在所	東村山郡山辺町大字山辺	に、
-------	-------------	----

鶴岡市湯田川	を
--------	---

鶴岡市藤沢	に改める。
-------	-------

附 則

この規則は、平成22年3月24日から施行する。ただし、第19条第4号、第41条第1項、第48条第1項、別表第1号及び同表第2号の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第14号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成22年3月23日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

「 〃 南陽勤労者総合福祉センター」を 「 〃 南陽勤労者総合福祉センター
〃 南陽市防災センター 」に改める。